

大学院教育学研究科教育実践高度化専攻担当 実務家教員（特任教員）公募

静岡大学大学院教育学研究科

1. 職名・人員 特任教授・1名
2. 所属 教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）
3. 専門分野 学校経営・組織開発
4. 勤務形態 非常勤・週4日（1日7時間）
5. 任期 1年（ただし、年度ごとの更新あり。最長平成35年3月31日までとし、以降の更新なし。）
6. 給与 本学特任教員規定による（平成28年度実績：年額約400万円）
7. 職務
 - (1) 担当授業：
＜大学院＞「学校経営の実践と課題」、「夢の学校づくり・学校改善への実践論」、「新学習指導要領とカリキュラム経営」、「学校と地域の協働」「基盤実習」、「学校改善力育成実習」、「学校改善力高度化実習」、「教職キャリア入門Ⅰ」、「教職キャリア入門Ⅱ」など。以上の科目を原則として研究者教員と共同で担当する。
＜学 部＞「教育と社会」、「教職実践演習」など教職専門科目。
その他、全学教育科目を担当することがあります。
 - (2) 連携協力校との連絡調整の他、静岡県内の各教育委員会との緊密な連携協力関係の構築
 - (3) 教育学研究科教育実践高度化専攻所属大学院生（現職・学部卒）への指導及び支援
 - (4) その他、教職大学院の運営に関すること
8. 応募資格
 - (1) 教諭（常勤講師、常勤的非常勤講師を含む）の経験年数が20年以上である者
 - (2) 校長経験を持つ者（教育行政、カリキュラム開発、特別支援教育に関する活動実績があれば、その実績を選考の際に考慮する）
 - (3) 教育に関する研究業績（著書・論文・実践報告など）を持つ者
 - (4) 静岡市又は静岡市周辺地域に居住できる者
9. 提出書類
 - (1) 履歴書（個人用の Fax あるいはメールアドレスを持つ場合、備考欄に番号・アドレス等を記入すること。なお同じものを CD もしくは USB メモリーにワード又はテキストファイルとして保存して添付すること。）
 - (2) 業績一覧表（別紙書式に基づき、学会における活動、社会的活動、修士及び博士の学位「学位名、論文題目、取得年月日、大学名」を含めて記載のこと。なお同じものを CD もしくは USB メモリーにワード又はテキストファイルとして保存して添付すること。）
 - (3) 教育実践への支援経験歴を示したもの。
 - (4) 学校改善・改革に関する活動の概要を記したもの A4用紙2枚程度
 - (5) 教職大学院への貢献に関する自己の考えを記したもの A4用紙1枚程度
 - (6) 著書・論文等（全業績について、現物又はコピー）
 - (7) 写真（上半身、脱帽、名刺判）

10. 選考方法
静岡大学学術院教育学領域教職大学院系列実務家教員選考実施細則の定めに基づき選考する。
11. 採用予定日
平成30年4月 1日
12. 応募締切日
平成29年9月29日（金）（必着）
13. 応募書類の送付先
〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学大学院教育学研究科長宛
※「教育実践高度化専攻担当実務家教員応募書類在中」朱書きで表記し、書留等の配達記録の確認ができる方法にて送付してください。
14. 問い合わせ先
静岡大学学術院教育学領域教職大学院系列 武井 敦史
TEL/FAX 054-238-4702（ダイヤルイン）
E-mail takei.atsushi@shizuoka.ac.jp
応募書類の書式については、<http://www.ed.shizuoka.ac.jp/topics/recruit/> を参照してください。
15. その他
 - (1) 必要に応じて面接等を行います。ただし、その際の旅費は自己負担になります。
 - (2) 審査結果については、選考が終了し次第（12月上旬予定）、本人宛に通知します。
 - (3) 応募書類は本選考のためだけに使用し、それ以外には使用しません。お預かりした書類は選考終了後返却します。
 - (4) 返却用の梱包袋（着払いゆうパック等）を同封してください。
 - (5) 採用後の勤務条件については、国立大学法人静岡大学の定める規程によります。
 - (6) 本学特任教員の定年年齢は70歳です。
 - (7) 静岡大学は、「静岡大学男女共同参画憲章」を定め、女性研究者支援を含めた男女共同参画を推進しています。女性の積極的な応募を期待しています。
（男女共同参画推進室 URL <http://www.shizuoka.ac.jp/sankaku/>）
 - (8) 静岡大学は、教育研究両面での国際化の進展を図るため、外国籍の方の積極的な応募を期待しています。
 - (9) 静岡大学大学院教育学研究科では、現在大学院の改組計画を策定中です。